

「技術を武器に！都内に現存するサステナブルな皮なめし工場の挑戦」匿名組合契約に基づく権利の募集または私募の取扱いに関する契約締結前交付書面

2025年2月27日現在

この書面にはソニー銀行が取扱う投資型クラウドファンディングのお申込にあたってのリスクや留意点を記載しています。

お申込の対象となる金融商品は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づく権利です。匿名組合契約では、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をして、営業者がその営業から得られる利益または損失を匿名組合員に分配します。本匿名組合契約が成立した場合、営業者は出資金を皮革の鞣加工・販売、その他すべての事業（出資対象事業）に投資します。匿名組合員は、出資対象事業の売上金額に基づいて計算される分配金を受取る権利を保有します。

投資家は、出資金の使途や出資対象事業の概要について、当社のウェブサイトに掲載する営業者からの情報によって知ることができます。

本匿名組合契約に基づく権利は、出資金を上回る分配を保証するものではなく、出資対象事業の成果によっては元本割れのリスクがある金融商品です。また、本匿名組合契約は、契約期間終了まで解約はできません。

投資型クラウドファンディングでは金銭的利益の追求のみならず、出資する会社やその行う事業に対する共感または支援を目指します。本匿名組合契約に基づく権利のお申込にあたっては、あらかじめ本書面の記載事項を十分にお読みになり、取引のしくみやリスクをご理解のうえ、ご自身の資力、投資目的、投資経験などに照らして適切と判断する場合にのみ、自己の責任においてお申込みください。

金融商品取引法上の開示義務

本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上のみなし有価証券です。本みなし有価証券については、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

本匿名組合契約のリスク

本匿名組合契約は、営業者の業績の悪化や破綻などにより分配金の支払が遅延し、または分配金が支払われないこととなるなど大きく価値を毀損するリスクがあります。このほか、出資対象事業については製造・販売リスク、法令・訴訟リスク、経営リスク、経済・金融リスク、資金調達リスクなどが発生する可能性がありますので、詳細はこの書面をお読みください。

地位の譲渡

匿名組合員は、本匿名組合契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡できないため、本匿名組合契約に基づく権利に換金性はありません。また、仮に相対で譲渡したとしても、その権利の移転は営業者に認められません。

申込の撤回

申込者は、本匿名組合契約のお申込を行った日を含めて8日以内であれば、当社のウェブサイトからお申込を撤回できます。この場合、当社は、出資申込金を申込者の普通預金口座にすみやかに返金します。返金にあたっての手数料は発生しません。

外部監査

本匿名組合の営業者の財務諸表は、公認会計士などによる外部監査を受けていません。

分配

本匿名組合契約に基づく分配は、出資対象事業の売上金額に基づいて行われ、その他の金銭の払戻は予定されていません。匿名組合員においては、分配金の累計額が出資金額に相当するまでは出資金の払戻に相当し、出資金額を超過した部分は利益となります。

手数料など

申込者が出資にあたって直接負担する手数料などはありません。

ただし、本匿名組合契約が成立した場合、調達資金から募集または私募の取扱手数料（調達額の4.00%）が当社に支払われます。このほか、ファンドの運営管理料（売上金額の1.20%）が営業者から当社に支払われます。

金融商品取引法第37条の6の適用

本匿名組合契約に基づく権利の取扱について金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

発行者に関する事項

本匿名組合契約の営業者が発行者です。

商号：山口産業株式会社

住所：東京都墨田区東墨田3丁目11番10号

代表者：山口 明宏

募集または私募の取扱に関する事項

募集期間：2025年2月28日（金）～2025年3月24日（月）

契約締結日：2025年4月1日（火）

目標募集額：500万円

出資の申込に関する事項

当社のウェブサイトからお申込いただけます。なお、当社は、本匿名組合契約に基づく権利の募集または私募の取扱を金融商品取引法に定める電子申込型電子募集取扱業務の方法により取扱いますので、当社のウェブサイト以外からのお申込はできません。

出資金の払込に関する事項

募集期間内にし出資申込金の総額が500万円に達したときはお申込の受付を停止します。

一方、募集期間内にし出資申込金の総額が300万円に達しなかったときは、本匿名組合契約は成立しません。なお、募集期間中にいったん300万円に達し、その後にお申込の撤回があっても、募集期間満了日においてし出資申込金の総額が300万円を維持しているときは、本匿名組合契約は成立し、お預かりしたし出資申込金は当社が契約締結日に営業者にし出資金として送金します。

匿名組合契約が成立しなかった場合、お預かりしたし出資申込金をすみやかにお客様の円普通預金口座に返却しま

す。
出資申込金は、営業者に送金する日までもしくはお客さまに返却する日まで普通預金口座の他の残高と区分して当社でお預かりします。なお、その期間中も普通預金利息の対象となります。

匿名組合契約に関する事項

名称：技術を武器に！都内に現存するサステナブルな皮なめし工場の挑戦

形態：匿名組合契約

契約期間：契約締結日から最終決算日にかかる分配金支払日まで

解約の可否：本匿名組合契約は、契約期間終了まで解約できません。

匿名組合員の権利および責任の範囲

匿名組合員は、出資対象事業の売上金額から計算される分配金を受取る権利を有します。

本匿名組合事業に関して営業者が取得した権利および組合財産は営業者に帰属し、匿名組合員には帰属しません。また、本匿名組合契約において明記される場合を除き、営業者は、匿名組合員に対して出資金を返還する義務を負いません。

匿名組合員は、匿名組合事業の取引先に対して、一切の責任を負いません。

匿名組合員の損失の分担額は、出資金を限度とします。匿名組合員は、営業者に対して、名目の如何を問わず追加の金員を交付する義務を一切負いません。ただし、匿名組合員による本匿名組合契約の違反により支払うべき損害賠償については、この限りではありません。

匿名組合員は、商法第539条第1項に定める貸借対照表の閲覧等請求権および財産等に関する検査権を行使しないものとします。

出資対象事業に関する事項

事業計画の内容

山口産業株式会社は、東京都墨田区にて1938年の創業以来、皮革製造業者として事業を続けている会社です。同社が供給するピッグスキンは優れた品質が認められ、国内外の有名企業・ブランドの製品に使用されるなど、高い評価を得ています。それを支えているのが、少数精鋭のなめし職人の技術と、独自開発した製法「ラセッターなめし」です。この製法は環境負荷がかかる従来のクロムなめしとは違い、ミモザ・アカシアの天然素材を活用することで従来の硬く堅牢な植物タンニンなめし革の常識を覆すしなやかで軽い風合いと、消費後も安全に土に還せる、まさに「人と自然と環境にやさしい革づくり」であることが特徴です。

また、同社は自社事業と並行して、「やさしい革のある暮らし」を実現するために複数のプロジェクトを立ち上げており、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

決算スケジュール

決算期間	決算日
2025年4月1日～2025年6月30日	2025年6月30日

売上目標

10,000,000円

会計期間全体（3ヶ月）における合計です。

資金使途

事業運営資金

事業の内容および事業の運営方針

1938年に東京都墨田区で皮革製造業者として創業した山口産業株式会社。同社は自然や人体に有害となる物質が排出されるリスクがあるといわれる従来のクロムなめしによる生産を廃止し、「皮革の世界でも循環型社会を実現していきたい」という想いから、独自に開発した植物由来の天然素材を活用する「ラセッターなめし」製法を開発しました。

この独自製法でつくられた「ラセッター・レザー」は環境にやさしいだけでなく、軽やかな手触りながら従来の植物タンニンなめし革に比べて強度、耐熱性に優れているほか、靴やバッグ、家具など多彩な製品の素材として使用できるため、国内外の有名企業・ブランドに採用されています。また、「やさしい革のある暮らし」の実現を目指して、野生生物による被害対策後の獣皮を「ラセッターなめし」で獣革にして山地に還し、地域の有効資源として大切な命

をつなぐことを目的とした「MATAGIプロジェクト」や、動物福祉に配慮し養豚由来の原料皮の供給拡大を目指す「ハッピーピッグプロジェクト」といった持続可能なものづくりを次世代に継承する取り組みも積極的に行っています。

事業の運営体制

営業者（発行者）である山口産業株式会社が本匿名組合契約に基づいて出資対象事業を運営します。出資対象事業に関する意思決定は、営業者の業務運営体制に基づいて行われます。

事業にかかる手数料などの徴収方法および租税に関する事項

出資対象事業に関し匿名組合員が負担する手数料などはありません。また、出資対象事業から生じる収益については営業者に法人税が課されます。

事業の経理に関する事項

出資対象事業にかかる匿名組合契約は今回あらたに募集されますので、次の事項については該当ありません。貸借対照表、損益計算書、出資対象事業持分の総額、発行済みの本匿名組合契約にかかる出資持分の総数、配当などの総額、総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額、純損益額、持分一単位あたりの総資産額、純損益額、配当などの金額、自己資本比率および自己資本利益率

事業にかかるリスク

出資対象事業には、次のリスクがあります。

製造・販売リスク	設備の故障などが発生した場合、商品の製造が停止するリスクがあります。その結果、営業者の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 営業者の事業は今後の外部環境や競合環境の変化によっては、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 商品の一部工程は協力会社に外注しています。協力会社が万一操業できなくなった場合は、営業者の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 営業者の製造拠点は東京都墨田区のみであるため、同所で自然災害などが発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 営業者は誠実な顧客対応に努めていますが、万一口コミやSNSによりネガティブな情報が拡散された場合など、風評被害により営業者の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 外部環境の変化によって原材料の調達コストが上昇するリスクがあります。その結果、営業者の業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
法令・訴訟リスク	営業者は化製場許可を取得して事業を行っていますが、なんらかの理由により、認可取り消しなどの事態が発生した場合、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 営業者は個人への販売を行っており個人情報を持っています。個人情報漏洩による企業経営・信用への影響を十分に認識し、社員への周知徹底など、個人情報の管理体制の整備を行っていますが、万一個人情報が漏洩した場合は、損害賠償費用の発生、社会的信用の失墜などにより、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
経営リスク	営業者は代表取締役の山口明宏氏への依存が強いこと、不測の事態（病気、事故、犯罪に巻き込まれるなど）が生じた場合、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 営業者は債務超過状態が継続しており現時点では解消の目途がたっていません。金融機関との取引状況の変化などなんらかの理由で資金調達が困難となった場合、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。
経済・金融リスク	営業者は商社を通じて海外企業に販売しており、為替の変動によっては業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。 主力販売先の1社は国外企業であり、同国でなんらかの環境変化があった場合、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達リスク

営業者は従業員3名で事業を営んでおり、従業員に不測の事態（病気、事故、犯罪に巻き込まれるなど）が生じた場合、業績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

分配に関する事項

組合事業概況報告書の提供

分配に先立ち、出資対象事業の決算期間の終了ごとに次の事項を記載した組合事業概況報告書を当社の顧客専用画面または電子メールによる送付その他の方法により提供します。

- (1) 対象となる決算期間
- (2) 決算日時点における出資対象事業の動向（対象となる決算期間以前の動向を含む）
- (3) 対象となる決算期間中における出資対象事業の経過および出資金の使途並びに売上の状況
- (4) 対象となる決算期間における分配金の有無、分配金の額、ひと口あたりの分配金の額
- (5) 決算日時点におけるファンド（営業者の貸借対照表および損益計算書とは別に当該ファンドの貸借対照表および損益計算書を作成することが困難なものを除く）の貸借対照表および損益計算書またはこれらの財務情報（貸借対照表および損益計算書に記載された情報のうち主な経営または財務指標となるもの）を記載した書面
- (6) 営業者の直近の決算期における貸借対照表および損益計算書またはこれらの財務情報を記載した書面
- (7) 営業者が作成する第5号または第6号（第5号の適用を受けない場合に限る）に規定する貸借対照表および損益計算書が公認会計士または監査法人の監査を受けた場合は、当該監査にかかる監査報告書の写し
- (8) 決算日時点の分別管理の状況（金商法第40条の3の対象となるものに限る）
- (9) 対象となる決算期間中に投資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨およびその要因
- (10) 投資対象事業に関する売上に関する帳簿および入金に関する確認（公認会計士、公認会計士試験に合格した者または税理士により行われるものに限る）が行われる旨

分配の方針

本匿名組合契約に基づく分配は、出資対象事業の売上金額に基づいて行われます。各決算期間にかかる匿名組合員への出資金ひと口あたりの分配金の額は、次の計算式により算定します。

各決算期間において算定された分配金は、原則として最終の決算日から起算して4ヶ月以内に合計して支払われます。

計算式

- (1) 当該決算期間までにかかる売上金累計額（以下、「総売上金累計額」という）が出資金回収売上金額以下の場合
当該決算期間にかかる売上金額 × 62.500% ÷ 500口
- (2) 当該決算期間において総売上金累計額が出資金回収売上金額を初めて上回る場合
(出資金回収売上金額 - 前決算期間までにかかる売上金累計額) × 62.500% ÷ 500口 + (総売上金累計額 - 出資金回収売上金額) × 6.250% ÷ 500口
- (3) 事業計画に定める売上高が総売上金累計額の上限となります。

※出資金ひと口あたりの分配金の額に円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てて算定します。また、計算式上の売上金額はすべて税抜金額とします。

※各匿名組合員への分配金の額は、前項の出資金ひと口あたりの分配金の額に、申込口数を掛合わせて算定します。

※本匿名組合契約において特に明記する場合を除き、匿名組合員が分配金以外に金銭その他の財産の支払または分配を受けることはありません。したがって、本匿名組合契約が契約期間満了その他の事由により終了した場合においても、匿名組合員は、本条の分配金とは別に投資金の返還を営業者に請求することはできません。

決算日、決算期間

本匿名組合事業にかかる決算および匿名組合員に対する分配金の額の計算を行う基準日を決算日といい、直前の決算日の翌日から翌決算日までの1年間を各決算期間とします。ただし、最初の決算期間は契約締結日（会計期間の始期日）を起算日として、その後、初めて到来する決算日までの期間をいい、最後の決算期間の末日は、最終の決算日となります。

分配金の支払方法

営業者は、計算された分配金を匿名組合契約にしたがって分別管理口座に入金します。匿名組合員への分配金の支払は、当社が分別管理口座から各匿名組合員の当社円普通預金口座に振替えることによって行います。

分配金に対する課税方法および税率

匿名組合員に対する分配金の累計額が出資金額を超過した場合、当該超過額に対して20.42%の源泉税徴収が営業者において行われます。匿名組合員に対する分配金の累計額が出資金を超えない場合は、源泉徴収は行われません。

分別管理に関する事項

分別管理の方法

営業者は、本匿名組合事業にかかる財産を営業者の固有財産その他営業者の行う本匿名組合事業以外の事業にかかる財産と分別して管理し、経理を行います。出資金は、営業者が当社に開設する分別管理口座において、営業者の固有財産その他営業者の行う本匿名組合事業以外の事業にかかる財産と分別して管理します。出資金の送金、保管は、営業者の指示によりソニー銀行が行います。

なお、本匿名組合契約が成立するまで管理すべき財産はなく、外部監査は実施されていません。

分別管理口座

分別管理口座は、次の通りです。

銀行名：ソニー銀行株式会社

支店名：本店営業部

住所：東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

口座種別：普通預金口座

口座番号：0750302

口座名義：山口産業株式会社 一号ファンド

審査の概要および審査の実施結果の概要

当社は、営業者の実在性および資金調達者としての適格性、営業者の行う事業の実在性、適法性、社会性などのほか、目標募集額および資金使途が事業計画に沿って策定されていることについて、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会の定める自主規制規則に沿って、合理的な審査を実施しています。

また、営業者による出資金の分別管理体制、出資対象事業に関する情報提供を行う体制の整備などについても、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会の定める自主規制規則に沿って、合理的な審査を実施しています。

なお、当社が審査に基づいて取扱いを決定したことは営業者の事業計画を保証するものではなく、したがって匿名組合員への分配を保証するものでもありません。また、営業者が破産などしないことを保証するものでもありません。当社と営業者との間に利害関係はありません。

当社の概要

商号等：ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号

本店所在地：〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

代表者：代表取締役社長 南 啓二

資本金：385億円

設立年月：2001年4月2日

主な事業：銀行業務および金融商品取引業務

金融商品取引業務として、当社はインターネット上で投資信託および外国為替証拠金取引（FX）を取扱うほか、金融商品仲介業務を行っています。

加入する協会

日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体

当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

一般社団法人全国銀行協会または一般社団法人第二種金融商品取引業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせんなどの委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

本匿名組合契約に関する情報の開示とお問い合わせ

本匿名組合契約にかかる情報の開示や連絡は、営業者から入手した情報を当社のウェブサイトまたは専用ページに掲載する方法、当社から各匿名組合員への電子メールにより通知する方法で行われます。

本匿名組合契約についてのお問い合わせは、ソニー銀行 カスタマーセンターまでお願いします。なお、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定める規則により、募集中の匿名組合契約についてはお答えできない場合または電子メールでお答えする場合があります。あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

カスタマーセンター

お電話の場合

個別のファンドに関するお問い合わせはお電話で承ることができません。専用フォームをご利用ください。

0120-365-723（フリーダイヤル）

03-6730-2700（通話料有料）

※番号をお間違えにならないようくれぐれもご注意ください。

※IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できないことがあります。

※営業時間などの詳細はウェブサイトにてご確認ください。

専用フォームの場合

ログイン前「お問い合わせ」よりご質問内容を送信してください。お急ぎの場合はお電話にてお問い合わせください。

以上